

序論

総合計画の基本的な枠組み

計画策定の趣旨

令和元年度、本町では、従来の「振興計画」の名称を変更し、「総合計画」として策定し、まちづくりの基本指針として、その取り組みを進めてきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの社会生活のあり方を一変させ、さらなる行政・地域・社会のあり方の抜本的変革の必要に迫られています。また、前期計画に位置付け、本町が全国に先駆けて取り組んできたデジタル変革も、社会の要請へとその趣を変えました。

このような、前期計画策定時に想定されなかった社会情勢の劇的な変化と、それに伴う住民ニーズのさらなる多様化を受け、令和5年度までの前期計画を一年前倒しで見直すこととしました。

今回の見直しについては、「網羅的計画から総合戦略へ」、「行政経営の抜本的転換」及び「策定過程のデジタル変革」の3つの考え方を基本としています。

①網羅的計画から総合戦略へ

従来の総合計画は、網羅的要素が重視され、多種多様な利害関係者に過剰に配慮することから、網羅的かつ形式的になる傾向がありました。

人口減少が進行する磐梯町の置かれた状況は依然として厳しく、行政・地域・社会において活用できる資源は限られています。

このため、本計画では、磐梯町の限られた経営資源において、重点的・優先的に取り組むべきこと、挑戦すべきことを明らかにした上で、磐梯町の基本理念と将来像を実現するための「総合戦略」として位置付けました。

②行政経営の抜本的転換

戦略的・挑戦的な総合計画を推進する上で最も重要なことは、行政経営のあり方や手法を抜本的に転換することです。新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル変革の進展及び住民ニーズのさらなる多様化に対して、従来の行政運営の手法のみでは対応しきれないことが明らかであり、従来の行政運営を継続している限りは、大幅な人口減少を伴う厳しい将来を乗り越えることは、極めて困難です。行政経営に関わる要素として、人材、組織、仕組み等が挙げられますが、それらの各要素において、多様化する住民ニーズと変化し続ける社会環境に迅速かつ柔軟に対応できる変革が、計画実現のためには不可欠です。

本計画では、今までの全国に先駆けたデジタル変革の取り組みを踏まえ、行政経営の抜本的転換を重要事項として位置付けています。

③策定過程のデジタル変革

前回の総合計画策定における課題点は、迅速な計画策定を重視したため町民参画の取り組みが弱かった点です。また、計画策定後は新型コロナウイルス感染症が拡大し、町民との直接の対話の機会を設けることが難しくなった時期も続きました。

どんなに素晴らしい計画内容でも多様な住民ニーズに基づかなければ、共創・協働のまちづくりは実現しません。また、町民においても、計画策定後も、継続してまちづくりに参画し続けることが期待されます。

そこで、オンライン、オフラインも含めて、様々なデジタル技術を活用することで、可能な限り多くの住民が、それぞれの立場で住民参画できる取り組みを採用しました。

最後に、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が求められていることと地域福祉はまちづくりと一体的に構想される必要があります。そこで、本計画は「強くしなやか

な国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」に基づき策定する「国土強靱化地域計画」、及び社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」と一体的に策定し、町民ニーズの変化に的確に対応し将来を見据えた投資や、新たな取り組みを積極的に実施し、地域創生を推進するため「行政経営方針」についても一体的に策定しました。

計画の性格と役割

この計画は令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間に及ぶ長期的な展望に立ち、本町が目指すべき将来像やまちづくりの基本的方向及び方策を明らかにするものです。

国の施策・経済動向は刻一刻と変化しており、予測しがたい点も多く、計画実施に当たっては弾力的に運用するものとします。

（1）町においては、まちづくりの指針となる最上位の計画となります。

（2）町民においては、共創・協働のまちづくりへの参画方法などを明らかにし、自主的・積極的な活動を進めるための指針となる計画となります。

計画の構成と期間

この計画は、令和5年度を初年度とし、向こう4年間の「基本構想」、4年間の「基本計画」、3年間の「実施計画」で構成しています。

(1) 基本構想

基本構想は、令和8年度を目標としたまちづくりの基本目標と磐梯町の姿を示し、その実現のための行政及び町民の取り組むべき基本方針を明らかにするものです

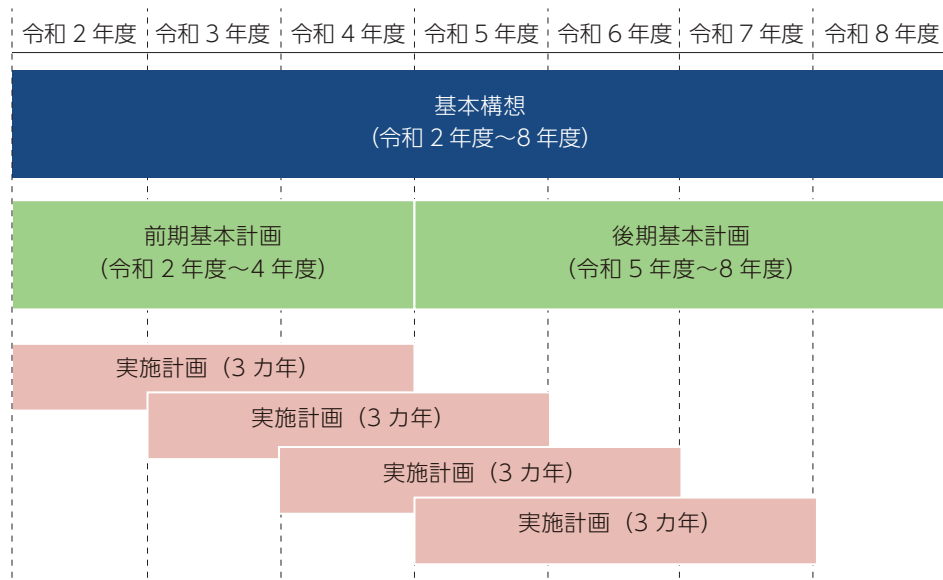
(2) 後期基本計画

後期基本計画は、令和5年度から令和8年度まで

の4年間とし、基本構想を具体化するための必要な施策について、事業内容を体系的に明らかにするものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を現実の行財政のなかにおいて実施するための3年間の短期計画とし、ローリング方式により年次ごとに定め、個々の具体的な施策・事業について、その規模、経費等を明らかにするものです。



基本計画見直しの枠組み

基本計画の見直しを1年間前倒ししたため、計画期間4年間となっています。期間の長さ、社会的変化の速さ、及び国の各種政策との関係性を考慮すると、計画項目の前倒しでの達成や前提条件・社会環境等のさらなる変化により、計画項目の終了、修

正、追加等が必要となる可能性があります。

そこで、本総合計画では、基本構想の範囲内に留まる部分的な計画項目の終了、修正、追加等については、町議会及び町総合計画審議会への報告等を経た後、柔軟に変更できるようします。

4年後を見据えた取組

今回の総合計画の見直しは、多くの町民、職員、関係機関の皆さんが関わる、磐梯町史上においても大規模な取り組みでした。そのため、多くの今後の取り組みにつながる示唆を得ることができました。

そこで、本計画が終了する4年後の計画策定を見据えて、以下の4点について、一定の道筋を示し、取り組んでいくことが必須です。

①町政の現状把握・分析にかかる情報・データの管理体制構築

計画を策定するにあたり、町政にかかるあらゆる情報・データに基づく現状把握や分析が重要です。一方で、情報・データが存在するものの各課に散逸していたり、新規的な分野についてはそれらを新規に収集しなければならなかったりすることもありました。

町政の現状把握・分析のための情報・データの収集や総合的な管理は、相当な業務であり、多くの自治体においても試行錯誤がなされているところです。そこで、本町においても、デジタル技術等も活用し、町政の現状把握・分析にかかる情報・データの効率的・効果的な管理体制の構築を目指します。

②個別計画等の整理統廃合

総合計画の策定において、常に問題となることが、個別の行政計画との整合性です。磐梯町においても、法定計画を中心に多数の行政計画が存在していますが、今回の総合計画見直し過程において、多数ある個別の行政計画と総合計画との整合性を図ることには限界があることが再確認されました。

この行政計画の乱立と総合計画との整合性の問題は、磐梯町に限らず、多くの自治体において生じており、国に対しても問題提起されてきた経緯があります。その結果、政府は自治体に作成義務を課している行政計画の増減数を今年から年1回、省庁別に公表する方針を決めました。

本計画においては、国土強靱化計画や地域福祉計画を兼ねることで、行政計画の整理統廃合と、個別の行政計画との整合性の担保を図る端緒を拓いています。今後も、総合計画の理念に基づき、個別の行政計画のあり方を抜本的に見直し、整理統廃合することで、形式に捉われすぎず、本質的な取り組みを追及します。

③日常的な町民参画の継続

本計画の見直しにあたり、アンケート、地区懇談会、ワークショップ等、様々な町民参画の取り組みを実施しました。新型コロナウイルス感染症の収束も想定されることや、町民の皆さんからも継続的な町民参画の希望があったことも踏まえ、総合計画の策定の有無に関わらず、今回の策定過程の知見も活かし、日常的に町民参画の取り組みを実施します。

④以上を踏まえて、総合計画のあり方の抜本的見直し

今回の見直しは、多くの地方自治体において従来から行われている、基本構想・基本計画・実施計画の枠組みに則ったものです。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大・デジタル変革の進展及び住民ニーズの多様化等を考慮すると、以前より迅速かつ柔軟な行政経営が求められており、従来型の基本構想・基本計画という枠組み自体についてもゼロベースで見直す時期に差し掛かっている可能性もあります。

例えば、平成23年行われた地方自治体法の改正により、基本構想策定の義務づけ規定が廃止され、全国の自治体の中には、従来型の枠組みに捉われない自治体も現れ始めています。

本町においても、4年後の計画策定を視野に入れながら、まちづくりの方針のあるべき姿についても検討し、総合計画のあり方も含め抜本的に見直していきます。